Gunma Prefectual Federation of Societies of Commerce and Industry

ぐんま商工連

〈題字は近藤県連会長〉

10月号
平成15年　第372号

URL ◆ http://www.gcis.or.jp　　e-mail ◆ kenren@gcis.or.jp

発行所 ◆ 群馬県商工会連合会　　前橋市関根町三丁目８番地の１　　Tel.027-231-9779(代)　　発行者 ◆ 近藤　英一郎

諏訪神社秋季例大祭【下仁田町】

写真提供：飯田秀雄氏

天保年間（1830～1844）より続く歴史ある勇壮な祭り。

御輿渡御や六台の山車の繰り出し巡行する。山車のすれ違う際のお囃子の競り合いは近隣の祭にはない迫力がある。

一方の山車が待ち、もう一方が相手の山車寸前で止まる様子は、梶棒係の腕の見せ所となっている。

また,山車の上では踊り子達(女性）が華麗に舞う。下仁田町は西上州の小さな町ですが、祭典中は活気にあふれる。

山車は近隣の市町村のものと比較しても退けを取らず、こんにゃく景気に沸いた良き時代を忍ばせる。

■場　　所　下仁田町中心街
■開 催 日　平成15年10月11日(土)・12日(日)
■お問合せ　下仁田町役場商工観光課　TEL0274-82-2111

CONTENTS

●県青連野球大会 …… 2
●「商工会合併問題」について …… 3
●中小企業退職金共済制度について …… 3
●経営改善ちょっと一工夫！　⑤ …… 4
●キャッシュフロー計画書について …… 5
●新商工貯畜共済について …… 6
●地上デジタル放送開始に伴う注意点について② …… 6
●群馬県庁障害政策課からのお知らせ …… 7
●企業未来 …… 7
●消費税法改正について …… 8

第36回県青連野球大会開催 9月3日(水)

昨年優勝・３位のチームが初戦で敗退！波瀾のスタート

県青年部連合会（長野敏明会長）は、９月３日(水)前橋市産業人スポーツセンターにおいて恒例の野球大会を近藤県商工会連合会長始球式後に開催した。

挨拶をする長野会長

挨拶をする近藤県連会長

近藤県連会長による始球式

大会参加チームは、昨年度優勝チーム（嬬恋村）ならびに準優勝チーム（赤堀町）と各ブロック代表（１ブロック欠場のため９チーム）の計11チームによって争われた。

大会は、昨年度３位の富士見村が初戦で敗れ、更に第1試合シード、昨年度優勝チームの嬬恋村が、同じく昨年度３位の中之条町に敗れる波瀾のスタートとなった。

くしくもこの試合は、昨年度準決勝と同じ顔合わせ。中之条町は昨年同点としながらも、規定によりジャンケンによる勝敗で決勝進出を逃した経緯もあり、本年度は雪辱を晴らしベスト４進出となった。

また、昨年度準優勝シードの赤堀町は、1回戦を勝ち上がって来た万場町に11対３と安定した試合運びで、準決勝へと駒を進めた。

結果、準決勝に勝ち進んだのは、昨年度準優勝チーム赤堀町、ノーシードの（佐）東村、下仁田町との接戦を制した利根村、ノーシードに加え昨年優勝チームを下した中之条町の４チームで、10月21日(火)県営敷島球場へ会場を移し、４強による熾烈な優勝争いが行われる。

１回戦試合結果

新 里 村	4－6	中之条町
欠　　場	―	(佐)東村
下仁田町	7－3	富士見村
邑 楽 町	7－13	万 場 町

２回戦試合結果

嬬 恋 村	1－9	中之条町
(佐)東村	7－3	北 橘 村
利 根 村	3－2	下仁田町
万 場 町	3－11	赤 堀 町

第36回県青連野球大会（県大会）トーナメント表

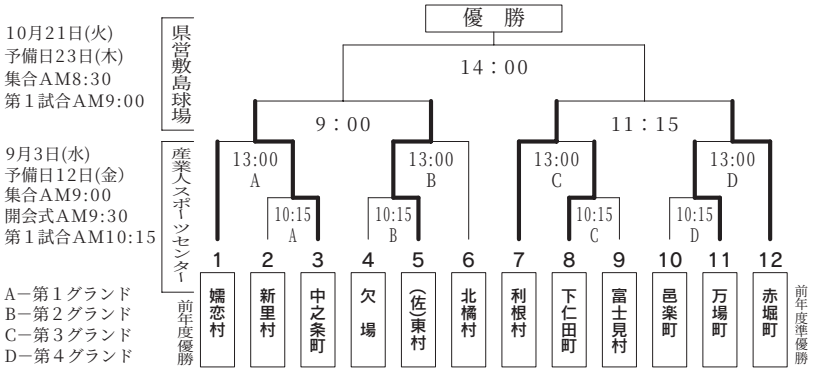

入　場　行　進

甘楽地区で緊急の合同役員研修会を連続開催

各地で商工会合併の研修がピークに

８月の盆が過ぎから、商工会合併の研修会が盛んに開催されている。各商工会ごとの役員研修会が一巡され、商工会合併の認識がたかまってきたことと、市町村合併の論議が市町村合併特例法で定める平成17年３月までの期限内合併に向けて最終的な議論が展開されていることの影響が大きいと思われる。

７月には、法定協議会で合併を決めている前橋広域管内の３商工会（大胡町、宮城村、粕川村）合同三役事務局長研修会が開かれ意見交換したほか、８月に入って、甘楽地区４商工会（妙義町、下仁田町、南牧村、甘楽町）合同の交流特別研修会、北毛４ヶ村商工会（北橘村、赤城村、子持村、小野上村）三役事務局研修会、９月初旬には、榛名町・倉渕村商工会合同役員研修会、佐波地区商工会（赤堀町、東村、境町の３商工会と玉村町はオブザーバー参加合併研究会）研修が開催された。

この間、商工会ごとの役員の合併研修会や商工会職員研修会なども開催されており商工会合併研修一色といった状況を呈している。

この背景には、今年６月に閣議決定された「経済財政運営の基本方針」で小泉総理が主張する国と地方を通じた税財政の「三位一体改革」で国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の見直しなど矢継ぎ早の改革が打出されたことによる。市町村の行政合併を抜きにしても、商工会財政の影響は大きく、商工会基盤の強化策は避けて通れない状況に直面している。

こうした状況に加え、甘楽地区では富岡市とその

周辺にある甘楽郡４町村は富岡甘楽広域市町村圏での合併が本命と考えられており、市町村合併論議や商工会合併については進んだ論議がされなかった。ここにきて下仁田町と南牧村の行政合併が具体化し、秋には任意協議会から法定協議会へ移行するといった変化が生じ、商工会に激震を与えた。隣接する４町村の間に位置する下仁田町と南牧村が合併し、妙義町と甘楽町が富岡市と合併した後では、ブロック的には妙義町と甘楽町の商工会は実質「飛び地」同様の位置付けとなり、商工会合併等の会員の選択肢が限られたものになってしまうとの危機感が生じた。８月28日、下仁田町ふれあいセンターで開催の合同役員研修会（写真）には４商工会の役員80名が県連総務部長佐藤栄生氏の講演に熱心に聞き入った。甘楽地区商工会連絡協議会では、９月にも事務局長研修を予定しており、連続４回の開催となる。

また、佐波地区商工会合併研究会（会長　田澤美文　東村商工会長）で、９月２日開催の研修会後の懇談会では本格的な商工会合併を目指したいとして佐波地区三商工会合併協議会の設置を決めた。

中小企業退職金共済制度について

中退共制度（中小企業退職金共済制度）は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の相互共済と国の援助で退職金制度を確立することを目的として作られた国の制度です。

中退共制度の特色
- 国の制度ですので安全・確実・有利です。
- 適格退職年金からの移行先の1つになっております。
- 掛金を納めるだけで企業の実態にあった退職金制度を手軽に持つことが出来ます。
- 掛金の１部を国が助成します。
- 掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税になります。
- 過去の勤務期間通算や、企業間を転職した場合などの通算ができます。

掛金の種類
- 月額５千円から３万円までの16種類です。
- 短時間労働者（１週間の所定労働時間が通嬢の従業員より短く、かつ30時間未満の従業員）は、２千円･３千円・４千円でも加入できます。

加入の手続き
- 所定の申込書に記入・押印のうえお近くの金融機関または委託事業主団体へお申し込んで下さい。

お問い合わせ先　群馬県商工会連合会　業務課　ＴＥＬ０２７‐２３１‐９７７９

経営改善ちょっと一工夫！

シリーズ⑤「ホームページ改善の具体的なヒントについて」

群馬県商工会連合会嘱託専門指導員　木部美春（中小企業診断士）

「ぐんま商工連」７月号で「インターネットやホームページを味方にしよう」ということで少し触れましたホームページについて、今回と次回でより具体的な改善のヒントをみて行きたいと思います。

自社のホームページに対するアクセス件数が伸びない、どんなことに工夫をしていいのか分からない、上司から我社のホームページをなんとかしろと言う至上命令が下った、など様々な状況はあると思います。こういう場合に参考にして頂きたいのが以下の内容です。

まず第一にすることは、自社のホームページの現状を確認することです。以下の表の中で当てはまる点や、気づいている点を洗い出して問題点を明らかにしましょう。

じぶんのサイトの“いまいち”なところ

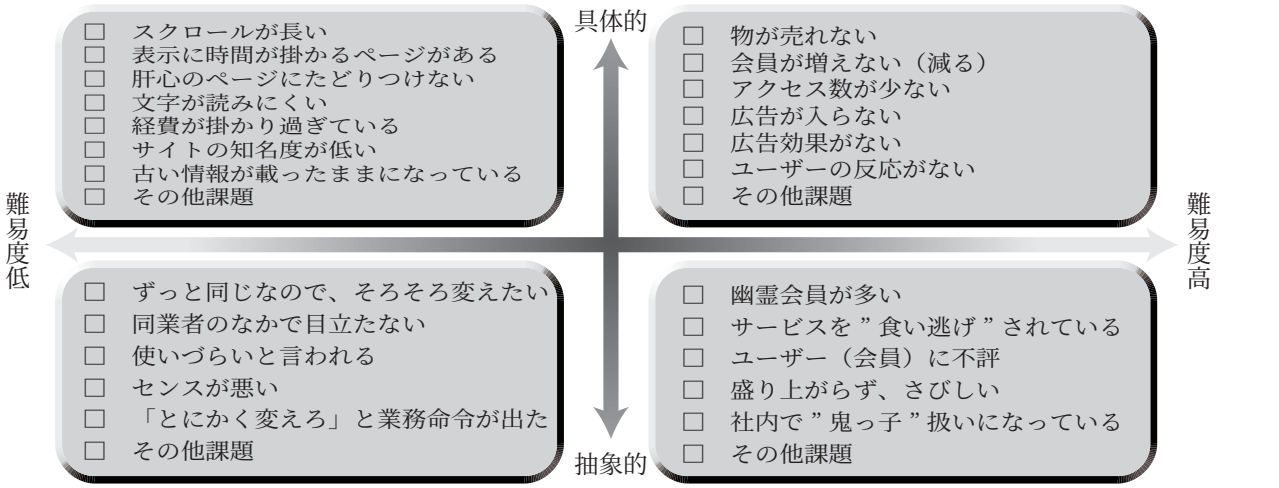

参考文献：2002年日経パソコン

例えば、上の図のような分析が出来たとしましたら、解決の方法はより具体的で難易度の低いことから始めて、難易度が高く抽象的なことへと進めていくのが望ましいと思います。

一例を挙げてみますと、**□背景を変える、□名刺にＵＲＬを刷る、□リンク切れの確認をする、□スクロールを短くする、□キャッチコピーを変える、□ページの上部に重要な内容を配置する、□写真などを差し替える、□掲載できるものを社内から集める、□古い情報を削除・整理する、□他サイトと相互リンクを張る、**などがあります。10項目挙げてみましたが、これらは比較的簡単に、また費用もあまりかけないでできることだと考えますので、実現の可能性が高いものだと思います。次に、少し難易度が高く抽象的なこととして、**□検索機能を付ける、□会員登録をし易くする、□サイトマップを作る、□ＦＡＱ（よくある質問コーナー）を設ける、□メールマガジンを作る、□商品を増やす、□ユーザーに対するレスポンスを早くする、□デザイン重視から、使い勝手優先にする、□サービスと目的を一致させる、□サイトの構造を組み立て直す、□全体のデザインを一新する、**などがあります。この10項目を実現するには、専門的な知識を必要としたり、多少の費用がかかるものがあります。しかし自社でどうしてもやらなければならないことであれば、きちんとした計画を立て取り組むことを推奨します。

上述のように解決方法はいくつか挙げられますが、重要なことは、「自社（自分）のサイトは何を目指したいのかを明確にし、それが現在の自社（自分）の経営資源（ヒト、モノ、カネ）で実現可能かどうかをまず最初に確認してから、ホームページの改善に着手することを推奨します。解らない事やご質問等がございましたらお気軽にお問合せ下さい。

お問合せ先　群馬県商工会連合会　指導部指導課　ＴＥＬ　０２７－２３１－９７７９

カンタン！実務に使える計算方法②

すぐに実務に使え大変役に立つ計算方法を２回シリーズでご紹介します。第２回は「キャッシュフロー計算書」を作成してみましょう。

第２回：キャッシュフロー計算書

１．背　景

2000年3月期より、連結財務諸表に連結キャッシュフロー計算書が導入され、従来までの連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書に新たに連結キャッシュ・フロー計算書が加わることになりました。これは、融資を受けている一般企業が「黒字倒産」することが多くなったことなどによります。決算書では黒字であるにもかかわらず、手許の現金がない為に倒産してしまうのです。これは売掛金などが現金化されていないのに決算書上では売上として計上され、利益を生んでいるなどの理由によります。中小企業においても、キャッシュフロー計算書は現金の流れが把握できることから第３の財務諸表といえ、その重要性は益々高まっていくと思われます。

２．キャッシュフロー計算書の作成方法

キャッシュフロー計算書の作成方法は直接法と間接法があります。直接法は、現金出納帳から現金の流れを追ったもので、現金の流れが正確に把握できる反面、莫大な量のデータからマメに作成する根気が必要となります。一方、間接法は２期分の貸借対照表と直近の損益計算書から作成することができ、一般的であることからここでは間接法についてご紹介します。

３．事例で見てみよう

間接法（２期分の貸借対照表と直近の損益計算書からキャッシュフロー計算書を作成）

A社　貸借対照表

単位：千円

科　　目	期末H14/3	期首H15/3
流動資産）		
現預金	① 2,000	② 5,100
受取手形･売掛金	90,000	105,000
棚卸資産	30,000	38,000
その他	500	600
固定資産）		
有形固定資産	③24,000	④30,000
資産合計	146,500	178,700

科　　目	期末H14/3	期首H15/3
流動負債）		
支払手形･買掛金	45,000	50,000
短期借入金	⑤20,900	⑥15,575
その他	500	500
固定負債）		
長期借入金	⑦20,000	⑧50,000
資本）		
資本金	30,000	30,000
法定準備金	7,500	7,500
剰余金	22,600	25,125
負債・資本合計	146,500	178,700

A社　損益計算書

（H14/4～H15/3）　単位：千円

売上	420,000
売上原価	336,000
売上総利益	84,000
販売費及び一般管理費	75,600
営業利益	8,400
営業外費用	3,000
営業外収益	50
経常利益	5,450
特別損失	400
税引前利益	5,050
法人税等	2,525
税引後利益	2,525
当期の減価償却費	⑨3,000

A社　キャッシュフロー計算書　（H14/4～H15/3）　単位：千円

Ⅰ．営業活動からのキャッシュフロー(略)	金　額	説　明
営業活動から得た現金・預金	△12,575	3,100-24,675+9,000
Ⅱ．投資活動からのキャッシュフロー		
新規設備の購入	9,000	④－③＋⑨
投資活動に使用した現金預金	9,000	
Ⅲ．財務活動から生じたキャッシュフロー		
短期借入金の増減額	△5,325	⑥－⑤
長期借入金の増減額	30,000	⑧－⑦
財務活動から得た現金預金	24,675	（30,000－5,325）
現金・預金純増額	3,100	②－①
現金・預金期首残高	2,000	①の金額
現金・預金期末残高	5,100	②の金額

下から順に計算し、最後に営業活動（本業）のキャッシュフローを求めます

キャッシュフローは「Ⅰ．営業活動(本業のもうけ)」「 Ⅱ．投資活動（設備投資）」「Ⅲ．財務活動（借入）」の３つに分けられます。

この会社のキャッシュフロー計算書に関するコメント

今期は現金・預金が3,100増加したが、その理由は営業活動（本業）で12,575赤字であるにも係らず、9,000の投資活動（設備投資）を行い、24,675財務活動（借入金）の増加でまかなっているからである。

以上のようにキャッシュフロー計算書から貸借対照表と損益計算書からだけでは分からない現金の流れが把握できます。

群馬県商工会連合会　指導課　神道克幸

商工貯蓄共済　新共済移行から半年、順調に推移

新共済でのメリット追求の動きも！

この４月に商工貯蓄共済が全国共通版の新共済に衣替えしてから半年が経過した。これまでの１口あたり生命保険金額40万円を基軸として月の掛金が異なる制度（旧共済）から、１口あたりの月額掛金が2,000円固定で生命保険金が被保険者の年齢層ごとに異なる制度（新共済）へ改正。

当初、大幅な改正で事務手続きに支障がでるのではと心配されたものの、新共済スタートから６ヵ月経過した現在も大きなトラブルはなく、新共済移行はスムーズに推移している。

今回の制度改正では、被保険者の年齢が６歳から46歳までの層が生命保険金１口100万円（旧共済では１口40万円）の恩恵に浴されるため、旧共済の満期後の切り替え加入では、被保険者の年齢を下げての加入が目立つなど、改正メリット追及の動きが見受けられる。

これからの10月から11月が満期更新のピークを迎えることから、こうした傾向は続くものと予想される。

＜新共済の概要＞

○特　　色　新共済は、月額１口2,000円で、「貯蓄」、「融資」、「生命保険」の３つの機能を組合せた商工会員のための共済制度です。

○加入資格　個人企業（事業主とその家族及び従業員）と法人企業（会社とその従業員）

○期　　間　加入期間は10年

○加入限度　被保険者１人あたり10口まで

○審査基準　６歳から６５歳まで告知書扱い（既存生命保険加入者は保険会社の審査基準を適用）

○保険金額　１口あたり　被保険者の年齢により

■６歳～46歳　100万円　■47歳～54歳　50万円　■55歳～65歳　25万円

○融資金利　加入後１０ヶ月経過　年利２．２０％（県信用保証協会保証付年利１．９５％）

加入後１０ヶ月未満　年利２．５０％（県信用保証協会保証付は年利２．２５％）

加入後更新加入の場合　年利２．２０％（県信用保証協会保証付は年利１．９５％）

○商工貯蓄共済融資あっせんに係る信用保証料の補給率がアップ

県信用保証協会の保証付融資となったものについては、県からの借入金を原資として、保証料の一部を利用会員へ還元している。

今年度該当者には、７％から10％へアップした補給金が受けられる。

（加入や融資のご相談は所属商工会へ）

総務省からの重要なお知らせ

地上デジタルテレビジョン放送が順次開始されます！

「総務省では､地上デジタルテレビジョン放送のデジタル化を推進しています。放送開始にあたり､一部地域では現在のアナログテレビ放送の周波数(チャンネル)を変更することが必要になります｡」これをアナログ周波数変更対策といいます。

このアナログ周波数変更対策の費用は、一般の住宅、集合住宅（マンション・アパート）、病院、学校、福祉施設などは国が費用を負担するので無料で行いますが、店舗、事務所、会社、工場、ホテル、旅館等は、日常の生活の場でないことから自費でアナログ周波数変更対策を行っていただくことが必要です。大変申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

★対策方法（自費で対策を行っていただく場合）

①ご自身でチャンネルを再設定する。

(チャンネルの再設定だけであれば､テレビ・ビデオの取扱説明書を参照にして､ご自身で行うことも可能です｡)

②定期保守業者がいる場合はその業者に依頼する。

③保守業者がいないが出入りの電気店に依頼する。

④群馬地域受信対策センターに業者の紹介を依頼する。

※上記の①～④の方法で対策をされた場合は、お手数ですが終了した時点で「群馬地域受信対策センター」までご連絡いただければ誠に幸いです。

○対策期間や対策方法などご不明な点、地域ごとの具体的な対策の内容についても、個別にご連絡をさせていただきますので、群馬地域受信対策センターまでお気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合せ先　指定周波数変更対策機関　社団法人電波産業会　群馬地域受信対策センター

フリーダイヤル　０１２０－３５７４８８　フリーＦＡＸ　０１２０－３５７８８６

携帯・ＰＨＳ・公衆電話から(通話料かかります)　０２７－２１０－９３８１

（平日　9:00～21：00／土・日・祝日　9：00～18：00）

人にやさしい福祉のまちづくりを進めています

群馬県では人にやさしい福祉のまちづくり条例を平成15年４月1日から施行しています。

人にやさしい福祉のまちづくりとは、子供から高齢者まで、また、障害の有無や国籍に関わりなく、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動に参加することができる社会の実現を目指すものです。

具体的には、県民及び事業者の方々と一緒になって次に掲げるような人にやさしい福祉のまちづくりの推進に努めます。

○高齢者、障害者などの利用を制限してしまう施設等のバリア（障壁）を取り除き、障壁を設けないよう、だれもが利用しやすいように整備を進めます。また、県事業者が提供するサービスや情報も、身体の特性等に関わりなく、誰もが同じように受け入れられるようにしていきます。（たとえば、車椅子の方が不自由なく施設が利用できるよう出入口を広くしたり、段差をスロープにするなどの整備を進めるものです。また、視覚障害者の方々でも、県政情報の内容が容易に把握できるよう、県ホームページでバリアフリーかを進めます。）

○高齢者や障害者の方々を含め、誰もが自立して社会参加できることを目指します。（たとえば、誰もが、意欲、能力、適性に応じて就労したり、文化、スポーツ活動などに参加できるよう支援していきます。）

○子供から高齢者まで、障害のある人もない人も、理解し合い、支え合い、共に暮らすことができる社会を目指します。（たとえば、ＮＰＯやボランティアの方々と協力して地域の実情に応えた地域づくりを進めます。）

※県民の皆さんへ　困っている高齢者、障害者の方を見かけたら、積極的に声をかけ、援助を必要としている場合には、手助けするよう心掛けましょう。

※事業者の皆さんへ　全ての人が安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備に努めてください。

ご意見・ご提言は県庁障害政策課まで　ＴＥＬ　０２７‐２２６‐２６４０
ＦＡＸ　０２７‐２２４‐４７７６

10月4日　伝統の技を異質素材でリバイバル ～有松絞り・異端のパイオニア～

年々厳しい状況に置かれている日本の伝統産業の活性化のため、愛知県の有松・鳴海絞り産地の職人達が立ち上がった。彼らが設立した有限会社シボリドットコム有松（資本金300万円、従業員数3名）は、従来の繊維をベースとしたものづくりという固定概念を取り払い、『絞り』のデザイン性を生かした様々な商品を開発している。伝統技術とそれを生み出した地域風土を大切にしながら伝統産業活性化の道を探る同社の取り組みを紹介する。

10月11日　社内にやる気を呼び起こす青い鳥 ～オリジナル人事制度で組織を活性化～

浄水場などで使用されているろ過砂の国内シェア80%を占める日本原料株式会社（資本金5,000万円、従業員数63名）は、恵まれた経営環境に甘んじ沈滞していた。そんな中、創業者の孫である現社長は平成元年に26歳で入社。社員の若返りを図りつつ、次々と社風一新、社員のやる気高揚と能力向上策を打ち出す。短期間で組織活性化を成し遂げ、世界を視野に望む企業に変貌を遂げた。そのユニークな組織活性化策を追う。

10月18日　自社の販路を活かして新商品開発 ～鉛筆メーカーのおがくずリサイクル商品～

東京都の北星鉛筆株式会社（資本金4,000万円、従業員数28名）は、市場の縮小に対応するため、鉛筆製造の過程で廃棄される『おがくず』の商品化に取り組んだ。しかし、新商品第一号は販路を確保できず、失敗。その経験から、今度は既存事業で培った同社の強みを活用できる木製教材用粘土を武器に新分野へ進出した。自社の持つノウハウや販路を活用することで,新分野で成功を収めている同社の経営を紹介する。

10月25日　医者の夢を実現！ ～高性能医療機器のレンタル事業～

群馬県の株式会社フリール（資本金2億8,712万円、従業員数60名）は、価格や操作の複雑性から一般医療機関での導入が困難なＣＴ装置・ＭＲＩ装置を車に搭載して、レンタルするというサービスを開始した。「より良い医療をどこでも、誰もが安く受けられる社会」という一人の医者の夢を実現した同社の活動を紹介する。

消費税のこれが新しいルールです!

平成16年4月1日からスタート! みんなで正しい納税を実現しましょう。

ルール1 ◎総額表示が義務づけられます。

商品の販売、サービスの提供等の取引に際し、事業者が消費者に対してその価格を表示する場合には、消費税額(地方消費税を含む)を含めた、総額を表示することが義務づけられます。

●たとえば、本体価格が1,980円の場合

★2,079円(本体価格1,980円、消費税99円) ★2,079円(うち消費税99円)
★2,079円(本体価格1,980円) ★2,079円(税込) ★2,079円 ★1,980円(税込2,079円)

このように税込の価格(総額)が表示されていれば結構です。

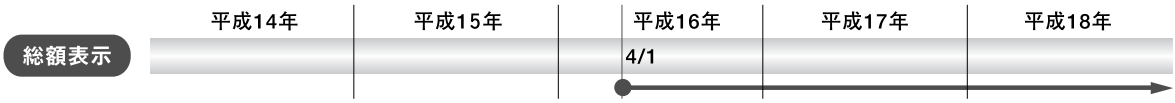

日付の●はその日を含む

ルール2 ◎事業者免税点制度の適用上限が引き下げられます。

事業者免税点制度の改正により、現行では基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者について消費税が免除されていましたが、適用上限が引き下げられ、課税売上高1,000万円以下の事業者のみ、納税義務が免除されることになります。

ルール3 ◎簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

簡易課税制度の改正により、現行では基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者については、届出書を提出すれば簡易課税制度を選択できましたが、適用上限が引き下げられ、課税売上高5,000万円以下の事業者のみ、簡易課税を選択できることになります。

■ **簡易課税制度の届け出期限**
(免税事業者であった方が対象です)

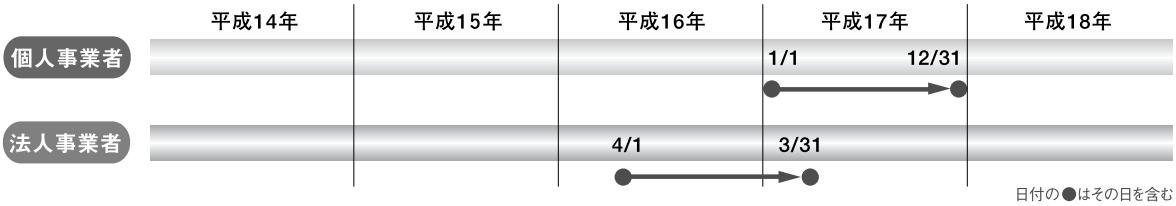

日付の●はその日を含む

ルール4 ◎適用開始時期 個人事業者と法人事業者で一部異なります。ご注意ください。

これらの改正については、平成16年4月1日以降に開始する課税期間から適用されます。
新たに課税事業者となる場合の最初の確定申告期限は、
個人事業者の場合は平成18年3月末(平成17年1月から12月までの確定申告分)となり、
法人事業者の場合は平成17年5月末(平成17年3月末決算法人の場合)となります。

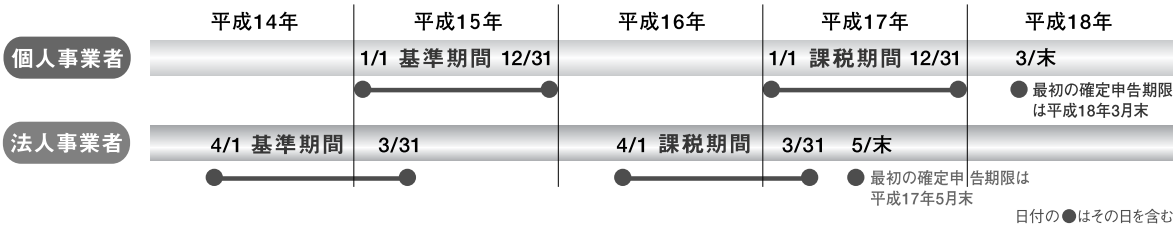

日付の●はその日を含む

消費税に関するお問い合わせは、お近くの商工会・商工会連合会でもお受けします。お気軽にどうぞ。

商工会・商工会連合会